

解体用車両系建設機械の新たな安全対策に係る検討会開催要綱

1 趣旨

建設物の解体工事現場等で使用されている、鉄骨切断具、コンクリート圧碎具及びつかみ具をアタッチメントとして装備する自走可能な建設機械は、現在、労働安全衛生法施行令別表第7第6号に規定される解体用機械には該当しないため、車両系建設機械に係る各種規制の適用がないが、これらの機械は解体工事現場への導入が急速に進んでおり、かつ、労働災害も少なからず発生しているところである。

このようなことから、標記検討会を開催し、これら未規制の解体用機械に係る安全対策について検討を行うことにする。

2 開催方法及び参集者

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が知見を有する教授等の所属する大学及び次の団体に職員等の参集を求め、参集した関係者により構成する。

建設業労働災害防止協会

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

建設労務安全研究会

社団法人全国解体工事業連合会

一般社団法人全国登録教習機関協会

一般社団法人日本建設機械工業会

一般社団法人日本建設機械施工協会

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

(50音順)

- (2) 座長は、参集者がその互選により選任する。座長は、検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、参集者以外の者に出席を求め、意見を徴することができる。
- (4) 本検討会は、公開とする。ただし、特定の企業のノウハウ等に係る事案を取り扱う際には非公開とすることができる。
- (5) 本検討会に係る事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室が行う。

3 検討事項

- (1) 未規制の解体用車両系建設機械の規制の必要性
- (2) 未規制の解体用車両系建設機械の具体的な安全対策
- (3) その他